

移動支援事業について

事業の目的

- 障害児・者が円滑に外出することができるよう、障害者の移動を支援する
(障害者総合支援法第5条第26項)

- ・ 実施自治体数 1,688市区町村(令和3年度)

資料出所：厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において、全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

実施主体等

【実施主体】 市区町村 【対象者】 障害者・児

事業内容等

1 事業の目的・内容

屋外での移動が困難な障害児・者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活・社会参加を促進

2 実施形式

市区町村の判断により地域の特性や個々の利用者のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施

- (事業例)
- i 個別支援型 支援者がマンツーマンで移動を支援
 - ii グループ支援型 屋外でのグループワークなど同一目的地への複数人の移動を支援
 - iii 車両移送型 福祉バスの巡回と移動支援を一体的に実施

3 サービス提供者 サービスを提供するにふさわしい者として市町村が認めたもの

4 利用料 利用者負担をもとめるか否かを含め市町村が判断

※ 地域生活支援事業等実施要綱より抜粋